

大仙美郷介護福祉組合特別養護老人ホームの入所決定等に関する
規則の一部を改正する規則
改 正 要 旨

1 改正理由

特別養護老人ホームの入所候補者の入所一時辞退の取り扱い等について、所要の整備をする必要がある。

2 改正内容

(1) 入所順位を繰り上げる場合の取り扱いについて

ア 入所候補者の確定入所順位を取り消す。

イ 確定入所順位 2 位の入所待機者を確定入所順位 1 位に繰り上げ、入所候補者に決定する。

ウ 所長は、前号の規定により決定した入所候補者に入所の意思を確認する。

エ (1)ウに規定する意思確認において、入所候補者から入所を一時辞退する旨の申し出があった場合の取り扱いについては、(1)アからウの規定を準用する。この場合において、(1)イの「2 位」とあるのは「3 位」と読み替えるものとし、確定入所順位 4 位以下の入所待機者を確定入所順位 1 位に繰り上げ、入所候補者に決定する場合も同様とする。

(2) 1 回目辞退者の取り扱い

ア 所長は、1 回目辞退者を名簿から削除する。

イ 所長は、入所一時辞退者名簿(様式第 7 号。以下「辞退者名簿」という。)を調製し、前号の規定により名簿から削除した 1 回目辞退者を登載する。この場合における辞退者名簿の登載期間は、入所を一時辞退する旨の申し出があった日から起算して 6 か月間とする。

ウ (2)イに規定する登載期間経過後は、第 4 条の規定に基づき待機順位を決定した上で、名簿に再登載する。この場合における別表中の入所待機年数は、辞退者名簿登載時の入所待機年数に 6 か月を加算した年数の区分を適用する。

エ 所長は、(2)ウの規定により名簿に再登載された 1 回目辞退者が再び入所候補者となった場合は、入所の意思確認をする。

(3) 2 回目辞退者の取り扱い

ア 所長は、2 回目辞退者を名簿から削除する。

イ (3)アに規定する削除に対し、当該 2 回目辞退者から継続して入所申込みしたい旨の申し出があった場合は、第 2 条の規定に関わらず辞退者名簿に登載することにより入所申込みに代えることができる。この場合におけ

る辞退者名簿の登載期間は、継続して入所申込みしたい旨の申し出があった日から起算して12か月間とする。

ウ (3)イに規定する登載期間経過後は、第4条の規定に基づき待機順位を決定した上で、名簿に再登載する。この場合における別表中の入所待機年数は、辞退者名簿登載時の入所待機年数に12か月を加算した年数の区分を適用する。

エ 所長は、(3)ウの規定により名簿に再登載された2回目辞退者が再び入所候補者となった場合は、入所の意思確認をする。

(4) 3回目辞退者の取り扱い

ア 所長は、3回目辞退者を名簿から削除する。

イ (4)アに規定する削除に対し、当該3回目辞退者から継続して入所申込みしたい旨の申し出があった場合は、所長は、当該3回目辞退者に第2条の規定に基づく新規の入所申込みをさせなければならない。この場合における別表中の入所待機年数は、辞退者名簿登載時の入所待機年数に関わらず最も短い年数の区分を適用する。

(5) 名簿からの削除

ア (2)ア、(3)ア又は(4)アの規定に基づき名簿から削除する場合若しくは入所申込者から入所申込みの取下げをする旨の申し出があった場合は、入所待機者名簿削除・再登載決定通知書(様式第8号)により入所申込者に通知しなければならない。ただし、入所待機者が死亡したことにより名簿から削除する場合は、これを省略することができるものとする。

イ (2)ウ又は(4)ウの規定に基づき名簿に再登載する場合は、入所待機者名簿削除・再登載決定通知書により入所申込者に通知しなければならない。

(6) その他所要の整備を行うこととする。

3 施行期日

この規則は、平成24年4月1日から施行する。